



建物の鑑定・調査

こんな時

- ・不具合が発生しているが、その原因や補修する場合の方法や費用を知りたい
- ・裁判や調停などを起こして、相手方に補修や金銭賠償を求めたい。
- ・弁護士から、建築士による調査報告書(鑑定書)を作成して欲しいといわれた。
- ・裁判や調停の相手方から出された、調査報告書や鑑定書の内容を精査して欲しい。

申し込み方法(一例)

- Step1 建築士会 [電話相談室](#) (電話 06-6947-1966) に電話してください。
(電話にて、簡単に不具合現象や依頼したい内容をお伝え下さい)
- Step2 折り返し担当者から電話等でご連絡いたします(当日または1~2日以内)
(電話連絡で面談日時を相談いたします)
- Step3 現地訪問もしくは建築士会事務局に来訪いただき、より詳細な内容について打ち合わせいたします。
その後、依頼内容に応じた業務見積をご提示の上、調査依頼の発注を頂きます。
- Step4 依頼業務着手
(依頼業務内容にもよりますが、おおよそ1~3ヶ月程度)
- Step5 調査報告書・意見書の提出・納品

業務費用

個別の案件によって幅が生じます。下記内容把握までも目安です。(全て消費税別)

- ・意見書の作成(現地確認・現地調査を伴わないもの) 5~20万円
- ・意見書の作成(現地調査・現地確認を伴うもの) 15~30万円
- ・報告書(私的鑑定書)の作成(現地調査含むが特別な調査※を要しないもの) 30~50万円

※特別な調査：散水を伴い漏水調査、部分的な破壊調査、鉄筋探査機などの特殊な機器を用いる調査、溶接調査、地盤調査など

FAQ

Q1. 誰が対応してくれるのですか？

大阪府建築士会会員の中から、お申込の案件に詳しい経験者を推薦します。

Q2. 信頼できますか？

鑑定業務支援分科会では定期的に勉強会を開催しており、鑑定の経験が豊富な信頼のできる会員を推薦します。

Q3. 弁護士との連携はありますか？

大阪弁護士会の住宅紛争審査会運営委員会に所属する弁護士との連携体制を確立しております。

Q4. 情報は流出しませんか？

個人情報については「大阪府個人情報保護条例」の規定に基づいて、適正に管理しております。

Q5. 責任はどこまで負ってくれますか？

大阪府建築から推薦した建築士の責任の範囲で対応します。

Q6. 裁判所・弁護士会・ADR等との関係は？

大阪府建築士会では、大阪地方裁判所調停委員をはじめ、弁護士会や民間総合調停センターの紛争審査会などへ委員を派遣しております。

それらの建築士と共通の研修制度などを設け、研鑽を積むことによるキルアップを常に図っています。